

# 関東地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正に伴う取扱いについて

「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部改正」（平成29年12月26日付（国土交通省告示第千百九十六号））により、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部が下記のとおり改正となりました。

つきましては、再審査等の取扱いを以下のとおり定めましたのでお知らせいたします。

## 1. W点のボトムの撤廃（社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化）

現行制度上、「社会性等（W）の評点が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する。

## 2. 防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」と改める。

## 3. 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

①現行制度上は、1台につき加点1点のところ、加点テーブルを下記のとおり見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する（最大15点は現行と変わらず）。

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

②営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

## 4. 再審査申請について

今回の経営事項審査の審査基準の改正により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、許可行政庁に対し、以下のとおり再審査を申し立てることができます。

### ① 審査申請の対象

再審査申請日において、再審査の申立を行う「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効期限内であること。（審査基準日から1年7ヶ月以内）

## ② 審査申請の受付期間

平成30年4月1日（日）から平成30年7月29日（日）までの120日間に各都県に申請とする。

（但し、各都県により曜日設定等を行っている場合がありますので、各都県にご確認下さい。）

## ③再審査手数料 無料

## ④再審査申請の申請書類

### (イ) 経営規模等評価再審査申立書

（建設業法施行規則様式第25号の11（別紙一、別紙二、別紙三を含む））

様式第25の11の2枚目「経営規模等評価の際審査の申立を行う者については、次に記載すること」の欄に内容を記載すること。

※建設業法施行規則様式第25号の11（別紙二）の技術職員名簿については生年月日が審査基準日から近い順（若い順）で記載すること。

(ロ) 現在有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

(ハ) (ロ) を申請した際の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し一式

## ⑤再審査申請の確認書類について

新たに加点対象となる前項1～3のうち、3②による再審査の場合のみ確認書を提出することとし、その他の項目の確認書類については、提出は不要とする。

【3②の確認資料】対象車両の自動車検査証の備考欄の表示番号の後に（建）の記載があるもの

注1）再審査を受審するか否かは、申請者の判断となり、仮に受審しない場合は既存の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効となります。

注2）本改正に伴う総合評価値の変化が見込まれない者は、今回は再審査を受審することはできません。

注3）再申請により交付された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が競争参加資格審査で適用となるか等、再審査の取扱いについては、あらかじめ各発注機関に確認して下さい。